横浜市鴨池公園こどもログハウス管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、横浜市公園条例第28条の2第5項の規定に基づく指定管理者の公募にあたり、こどもログハウスの設置理念に基づき行う管理運営業務(以下「本業務」という。)の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 名 称

鴨池公園こどもログハウス「かもいけランド」

(2) 所在地

横浜市都筑区荏田東三丁目2

(3) 施設規模

ア 構 造 木造2階建

イ 延床面積 193.81 m²

(4) 施設内容

遊具を備えたスペース、読書などができるスペース、工作などができるスペース、 かくれんぼや鬼ごっこができるスペース小屋裏、下迷路など

(5) 屋内遊具

らせん滑り台、ネット登り、のぼり棒、スペースキューブ、子どもエレベーター、 伝声管など

(6) 開館時間

午前9時から午後5時まで

(7) 休館日

毎月第3月曜日 (ただし、第3月曜日が祝日等の場合は翌日) 年末年始期間 (12月29日から1月3日まで)

3 業務内容

(1) 一般的事項

- ・こどもログハウスが指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定 管理者名、連絡先及び設置者としての市の所管部局名を所管課と協議の上、施設 の見やすいところに表示すること。また、夜間、休日の緊急連絡先を主要な施設 に表示すること。
- ・利用者や近隣住民からの要望等を把握し、施設の運営を適切に行うこと。また、 要望と処理の内容を施設等に表示すること。
- ・利用者が快適に利用できるよう、施設を清潔に保つこと。
- ・身体障害者が施設を利用する場合に、同伴する身体障害者補助犬を受け入れるこ と。

(2) こどもログハウスの運営に関すること

- ・こどもログハウスの運営は、公の施設であることを常に念頭において、公平な運用を行うこと。
- ・区内にある他の区民利用施設との連携を図った運営を行うこと。
- ・管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、区と協議を行ったうえで作成 することとし、規定等がない場合は、横浜市の諸規定に準じて、あるいはその精神 に基づき、業務を実施すること。

ア 利用者の受付業務

こどもログハウスの利用者は、原則として小学生・中学生(就学前の幼児は保護者同伴の場合のみ可)で、利用できることとなっている。指定管理者は、事故発生時の対応や忘れ物への対応等のため、必要に応じ、入館時に利用者の受付を行う。受付にあたっての記載事項は、必要最小限な情報にとどめること。

イ 利用者の安全対策

- ・指定管理者は、夜間や早朝などの執務期間外も含め、事故及び気象災害・震災 への対応マニュアル、職員参集や連絡網等について整備し、必要備品を準備す ること。
- ・施設での事故防止・迷惑行為等防止のため、施設の使用状況を適宜把握し、必要に応じて利用者に注意・指導を行う等、適正な施設管理に努めること。
- ・傷病人に備え、小児対応の自動体外式除細動器(AED)を設置し、その点検確認 及び消耗品の交換等を行うとともに、従事者は、その取扱方法を習得すること。 また、救急薬品などの救急セット等を常備しておくこと。
- ・指定管理者は、利用者が安全かつ公平に施設を利用できるよう、施設の使用状況 を適宜把握し、必要に応じて利用指導等を行うこと。また、遊具については日常 的な安全点検を行うとともに、利用者の不適切な利用に基づく事故を防止するた め、遊びの見守りと危険な利用に対する利用指導を行うこと。
- ・事故発生時には直ちに保護者への連絡、応急処置、病院への同行など適切な対応 をすること。
- ・傷病人が発生した時には、傷病人の状態によって、応急措置、又は、救急要請 を行うこと。
- ・事故については直ちに所管部局に報告すること。また、報告書を提出すること。 報告書の様式は、年度当初の事業計画書において、所管課と調整のうえ了承を 得ること。
- ・地震、風水害、その他の災害等が発生、又は発生することが予想される場合は、 従業員の連絡体制・参集状況等を所管部局に報告するとともに、災害に対する 処置が速やかにとれるような体制を構築すること。また、所管課と相談の上、 指定管理者の判断で閉館等の対応をすること。その他災害発生時は利用者の安全 を確保に努め、迅速かつ的確に避難誘導を行い、市の危機管理施策に協力するも のとする。
- ・横浜市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、自身及び家族の安全を確保

し、責任者が施設に参集すること。

- ・災害が発生した場合は、被害の状況を把握し、関係機関への速やかな報告及び 二次災害の防止のための初期対応、市民対応、情報収集等を行い、所管部局に 報告すること。
- ・気象災害、震災発生後に見回りを実施し、危険個所については、速やかに立入禁止などの一時処置や必要な復旧作業を行うこと。また、被害が大きい場合は、対応方法等を所管部局と協議すること。
- ・荒天が予想される場合は、事前に備品等の固定・収納を行うこと。
- ・風水害により土砂崩れ等の災害が発生又は発生が予測される箇所は、特に重点 的に日常管理すること。また、状況に応じて対応体制を構築すること。
- ・指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合に は、指定管理者がその損害を賠償すること。

ウ 運営委員会

こどもログハウスの運営に地域住民や利用者の声を積極的に反映させるため、地域の代表や利用者などで構成する「鴨池公園こどもログハウス委員会」を設置するものとする。

工 自主事業

- ・こどもログハウスの利用者サービスを向上させるため、指定管理者の創意工夫により、自主事業を企画し、実施すること。
- ・自主事業の計画・実施にあたっては、地域住民や施設利用者の声を徴収し、事業に 反映させること。
- ・自主事業の内容は、施設の利用主体である幼児から小学生が楽しめる内容とし、学校の長期休暇や季節の行事を考慮すること。
- ・自主事業の企画にあたっては、公園本来の設置目的、機能を損なわないよう注 意すること。
- ・自主事業の実施に当たっては、所管課と協議し合意を得たうえで、年度事業計画書に概要を記載すること。なお、事業計画において提案された自主事業であっても、内容によっては廃止又は内容の一部変更等を求める場合がある。

才 広報業務

こどもログハウスの施設・利用案内、実施事業等について、利用者及び市民に対し 広く情報を提供し、こどもログハウスの利用促進を図ること。その他、利用者意見の 聴取、利用者意見に基づく業務改善などを適宜実施する。

(ア) 広報紙の発行

自主事業の内容告知などを行うため、広報紙を年2回以上発行すること。

(イ) 利用案内等の備え付け

利用者に施設内容、利用方法等を告知する「パンフレット」、「利用案内」、「利用の手引き」などを作成し、窓口他必要なところに備え付けること。

(ウ) その他

その他利用者を増加させるための広報を行うこと。

力 書籍管理

キ その他

(ア) 禁煙

館内は禁煙とすること。

(イ) 苦情・要望への対応

コールセンターその他により利用者から寄せられる意見・要望に十分応えること のできる体制を整えること。また、意見・要望の対応結果について公表しなければ ならない。

(3) 一般的な施設管理に関すること

- ・施設の出入り口、その他一般の立入が規制されている場所の施錠・開錠等の点検・ 確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
- ・消防設備の配置状況の把握・日常点検等を行い、消防署の査察等がある時は、立 会いの上、必要な是正措置を講じること。
- ・防火管理者の選任が必要な場合は、指定管理者の従事者の中から防火管理者を選任し、消防計画を所管消防署に提出すること。
- ・特に必要な場合は、防犯・安全確保のため、夜間巡視等を行うこと。
- ・こどもログハウスの施設及び設備・備品について、その状態を良好かつ清潔に保 ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行う こと。また、こどもログハウスが公園施設であることをふまえ、公園管理者と連 携を取った管理運営を行うこととする。

(4) 施設及び設備の維持保全及び管理

- ・指定管理者は、別に横浜市が定める方式に則り、施設・設備の点検(関係法令に 則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認)を実施し、施設が適切に利用可 能かどうかを把握すること。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必 要に応じて速やかに横浜市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じること
- ・指定管理者は年度当初に維持管理計画書を作成し、区へ提出するものとする。

ア 施設の定期的点検の実施

「施設の維持保全の手引き」及び「施設点検マニュアル」に基づき、指定管理者が施設・設備の定期的な点検を実施し、結果を横浜市へ報告すること。

イ 設備の保守管理

別紙1「鴨池公園こどもログハウス維持管理業務一覧」に掲げる設備等に関する保 守管理を行うこと。

ウ 小破修繕

小破修繕については、指定管理者が修繕費を負担するものとし、1件20万円 (消費税及び地方消費税含む)未満を対象とする。ただし、指定期間終了後の 買取は求めないことを条件に、区との協議に基づき執行する場合はこの限りで はない。

エ その他

施設環境を良好に維持し、利用者が快適かつ安全に利用できるよう、日常的に清掃 及び点検を行うこと。トイレは最低1日1回清掃を行うこと。また、毎月1回程度床 面清掃を実施し、3か月に1回程度、窓ガラスの清掃を実施すること。

(5) 不法行為等への対応

- ・法令に基づく禁止行為又は制限行為に該当するとみなされる行為を発見した時は、 直ちに指導を行うこと。
- ・利用者による違法駐車を防止するため、駐車指導業務を行うこと。
- ・ホームレスが起居の場所、荷物の保管場所などのために施設の一部を占用し、一般の施設利用者の利用が妨げられている場合は、当該利用者へ指導を行うこと。 また、所管課、土木事務所及び公園緑地事務所と協力して必要な措置を講ずること。
- ・公園利用者が原因で、公園外に苦情等が発生した場合は、当該利用者へ直ちに指導を行うなどの適切な措置を講ずること。
- ・施設の出入り口等の施錠・開錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。 また、退場時には特に火気の始末に留意すること。
- ・盗難、不法侵入その他不法行為等を予防し、火災監視を行うため、機械警備を実施すること。
- ・盗難が発生した場合は至急警察へ届け出ること。また、区へ被害状況、経過、対 応等を報告するとともに、再発防止策を協議すること。
- ・消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立会いの上、必要な是正措置を講じること。

(6) 事故への対応・損害賠償

- ・指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害 賠償等の対応に関し、次のとおり義務を負うものとする。
- ・指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合、 指定管理者がその損害を賠償すること。
- ・施設における事故防止及び事故発生に備えて、指定管理者は、あらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに横浜市に報告すること。
- ・指定管理者の責に帰すべき事由により横浜市又は第三者に損害を与えた場合は、 指定管理者がその損害を賠償することとなるため、施設賠償責任保険(対人補償 の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とする)に加入すること。

(7) 業務報告その他

ア 業務報告・決算報告

区は、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関して、定期又は必要 に応じて、報告を求めることができるものとする。 業務報告の内容に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要と認める場合、区は 実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとする。指定管理者は区の指 示に従い、業務内容の改善に努めるものとする。この場合、指定管理者が区の指示に 従わない又は業務内容の改善がみられないと認められる場合、指定管理者の指定を取 り消すことができるものとする。

イ 指定期間開始前及び指定期間終了時の引継ぎ

指定期間が終了するときは、次期指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう、 引継ぎを行うものとする。

4 職員の雇用等

(1) 職員配置数

配置する職員は時間給職員とし、指定管理者の業務を実施するために最低限配置すべき職員数は次のとおりとする。

時間帯	勤務時間	配置職員数
9:00~13:00	4 時間	2名
13:00~17:00	4 時間	2名

また、職員のうち1名を管理運営責任者とし、区に報告すること。

(2) 職員採用の考え方

こどもログハウスは、施設近隣の地域住民の利用に供する施設であり、地域コミュニティ醸成の核となりうる施設であることから、その管理運営には、地域住民が参画することが望ましい。そのため、指定管理者は、原則として時間給職員を施設近隣の地域住民の中から採用することとする。ただし、適任者がいない等やむを得ない場合については、他地域から採用できることとする。

(3) 職員研修

こどもログハウスの利用目的を効果的に実現するため、職員の研修計画を策定し、実施することとする。

(4) 就業規則

就業規則を定め、職員に周知すること。

5 管理経費等

(1) 予算執行

予算の執行については、次によること。(なお、管理運営は予算の各費目の金額以内で執行すること。ただし、区と協議のうえ流用ができることとする。)

また、管理経費額については、財政の状況により変更となる場合がある。

ア 人件費

時間給職員の賃金等は、別途区からの指示に基づき予算額以内で執行すること。

イ 事務費

旅費、消耗品費、印刷製本費、通信費、備品購入費については、予算額以内で執行すること。

ウ 事業費

自主事業費については、予算額以内で執行すること。

工 管理費

- (ア) 清掃費、機械警備費等は、申請団体からの提案額に基づき、協定書において定めた金額で執行する。
- (イ) 修繕費は、1件20万円未満を対象とする。

才 事務経費

事務経費は、労務、経理、契約等の事務に要する経費を、人件費、事務費、事業費、 管理費の総額との割合に勘案し、算出するものとする。

(2) 事業報告

会計年度終了後、2ヶ月以内に事業の報告を行うこと。

(3) 業務の委託

指定管理者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、区の承諾を得た場合は、この限りではない。

また、業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先及び契約金額を区に届け出なければならない。

(4) 備品の取り扱い

ア 備品の帰属

指定管理者が指定管理料で購入した備品のうち、区が無償で貸与した備品が使用不能になり、同等品を購入したものは横浜市の所有とし、それ以外のものは指定管理者の所有に属するものとする。

イ 物品の管理

指定管理者は区の所有に属する物品については、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

ウ 備品管理簿

指定管理者は区から貸与された備品について、区から交付された備品管理簿を用いて管理しなければならない。また、備品の廃棄及び購入等の異動について定期的に区に報告するものとする。

(5) 経理規定

指定管理者は経理規定を定め、経理事務を行うこととする。

(6) 立入検査

区は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行えるものとする。

(7) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がある。詳細について、 財政局主税部法人税務課、所轄の県税事務所及び税務署に問い合わせること。

6 開業準備及び業務の引継

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行うものとする。詳細については指定候補者に提示する。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行うものとする。引継ぎに要する費用については、原則として横浜市は負担しないものとする。

7 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられる。

- (1) 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- (2) 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は 虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- (3) 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき
- (4) 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- (5) 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (6) 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- (7) 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- (9) 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- (10) 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による 申し出があったとき
- (11) 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- (12) その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき 指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、 指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合 の損害賠償の支払い等を求めることがある。

なお、指定管理者が本市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、一般競争参加停止及び指名停止を行う。

8 その他

(1) 各種報告書等の作成・提出

ア 年度事業計画書の提出

指定管理者は、毎年度開始前に、所管課と協議の上、その年度の管理方針・管理 運営業務や自主事業内容等を記載した年度事業計画書を作成し提出することする。

イ 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の提出

指定管理者は、施設運営業務及び維持管理業務等の状況について報告書を作成し、 所管課に提出するものとする。

・指定管理者が所管課に提出する報告書は次のとおりとする。

報告書名	提出内容	提出期限
月報		翌月 10 日まで
四半期報告書	定次報告時の報告内容を参 照すること。	四半期終了後30日以內
事業報告書	, m / DCC0	年度終了後 60 日以内

※なお、必要に応じ報告書に写真等の添付を求めることがある。

ウ 収支計画の策定

指定管理者は、指定期間にわたる年度ごとの収支計画を作成し、横浜市に提出を 行うものとする。

エ 報告書類の情報開示

- ・事業計画書(提案書)、年度事業計画書及び年度事業報告書は、原則、全面開示とする。ただし、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第7条第2項第2号 又は第4号に該当する情報については非開示とする。
- その他の報告書類については、別途協議する。

指定管理者は、定期的に自己評価を実施し、その結果を管理運営業務に反映させなければならない。

オ 個人情報の保護

指定管理業務を実施するにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用されることから、適正な管理運営を図るため、個人情報の保護に関する法令及び別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従 事者に対し必要な研修を行うこと。

カ 情報公開の実施

指定管理者は管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うものとする。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第2号)の趣旨 に則り、市が別途示す標準規程に準拠して、指定管理者が情報公開規程を作成し、それ に基づき、情報開示請求等に適切に対応しなければならない。

また、指定管理者が指定業務を実施するにあたり作成した文書等は指定管理期間中管理・保管し、指定期間終了後必要な文書等については、区の指示に従って引き渡すこと。

キ 守秘義務

指定管理者が施設管理を行うにあたり、業務上知りえた内容を第三者に漏らし、又は 自己の利益のために使用してはならない。指定期間終了した後も同様とする。

ク 災害発生時の対応

こどもログハウスが立地している公園が本市防災計画等に位置づけられた場合、区の防災計画に基づき「災害時における施設利用の協力に関する協定」の締結・危機発生時の体制整備を求めることがある。

また、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定 管理者はそれに協力するよう努める義務がある。

ケ 施設の休止等

大規模改修工事等で施設を長期間休止する場合、工事時期及び休止等について、横 浜市と指定管理者で協議するものとする。営業を休止する必要がある場合は、横浜市 と指定管理者で指定管理料の協議をすること。

コ 管理許可・設置許可について

利用者サービス向上を図るため、自動販売機等の便益施設を設置する等の場合は、 公園を所管する都筑区の土木事務所へ公園施設の設置許可等の申請を行うこと。この 場合、指定管理者は公園使用料を負担するとともに、自動販売機で使用する電気料金 について横浜市に納入しなければならない。

また、指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料等については、指定 管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入と して適正に処理しなければならない。

サ 人権の尊重

運営にあたっては、利用者の人権の尊重を基本とすること。また、職員への研修を 徹底すること。

シ 横浜市の施策への協力

- ・横浜市環境創造局の実施事業への協力 環境創造局の横浜みどりアップ計画、ヨコハマbプラン等の取組に協力すること。
- ・温室効果ガスの削減への協力

「横浜市地球温暖化対策実行計画」や「横浜市一般廃棄物処理基本計画(ヨコハマ 3 R 夢プラン)」の趣旨を理解し、廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再 使用)、リサイクル(再生利用)の3つのRの実施及びゴミ処理以外の方法による温室効果ガスの削減に協力すること。

・横浜市内経済活性化への協力

横浜市中小企業振興基本条例に基づき、公園内で発生する業務の内、外部委託 をする場合は市内中小企業へ発注するよう努めること。

ス その他横浜市への協力

所管部局より施設の現状や管理運営に関する調査等があった場合には、迅速かつ 積極的に協力すること。その他当該施設を使用し、横浜市が実施又は要請する事業 (施設を使用した防災訓練、イベントの実施)があった場合には、管理運営に支障 が生ずる場合を除き、積極に参加・協力すること。

セ 法令等の遵守

管理運営にあたっては、次の関連法令、計画・施策、規則・規定等を遵守すること。

<関連法令>

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)都市公園法(昭和31年法律第79号)及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)横浜市公園条例(昭和33年3月条例第11号)及び横浜市公園条例施行規則(昭和33年3月規則第11号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

行政手続法(平成5年法律第88号)

横浜市行政手続条例 (平成7年3月条例第15号) 及び横浜市行政手続条例施行規則 (平成7年6月規則第80号)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)

健康增進法(平成14年法律第103号)

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)

横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月条例第6号)

横浜市暴力団排除条例(平成23年12月条例第51号)

労働関係法令 (労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法等)

施設・設備の維持保全関係法令(建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等)

環境法令等(エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に 関する法律等)

<計画・施策、規則・規定等>

横浜みどりアップ計画

生物多様性横浜行動計画(横浜 b プラン)

横浜市地球温暖化対策実行計画

横浜市一般廃棄物処理基本計画 (ヨコハマ3R夢!)

横浜市防災計画

横浜市予算決算及び金銭会計規則

公募要項

指定管理者災害対応の手引き

ソ協議

本仕様書に記載のない事項又はその記載事項の解釈に疑義が生じた場合には、区と協議を行うこと。

鴨池公園こどもログハウス維持管理業務一覧

	業務	内容	頻度	説明
衛生	害虫駆除		1回/年	ビル管理法による
管理				
建物	消防用	定期点検	2回/年	消防法上の点検・消火器の詰替え(1回/5年)
等	設備点検			消防設備点検資格業者による点検(機器点検)
	機械警備		常時	夜間や休館時の警備を自動通報装置にて警備会社
	点検			へ連絡する。
清掃	清掃業務	日常清掃	毎日	場内、庁舎内の清掃、ガラス清掃、外構、排水ま
等		定期清掃	3回/年	す清掃
	小破修繕		随時	

[※]上記内容のほか、法定点検等ある場合には随時行ってください。

個人情報取扱特記事項

(平成24年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報を取り扱わせる者 (以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務 を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例 その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのない よう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、 委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による 事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない よう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された 後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る 個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

- 第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものと し、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾 を得た場合はこの限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再 受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、

委託者に対しすべての責任を負うものとする。

- 3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、 受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事 項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託 者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱 わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

- 第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。 (事故発生時等における報告)
- 第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

- 第11条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、 再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1) 及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。 (契約の解除及び損害の賠償)
- 第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求 をすることができる。
 - (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所 属	氏 名 (自署又は記名押印)
		/

(A4)

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定 に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に 対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の 内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたの で、別紙(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。